

下館・結城都市計画道路を 変更しました

私たちが住んでいるまちには、住宅、店舗、事務所、工場などの建物と、道路、公園、下水道など暮らしに必要な施設があります。土地の利用や建物の建て方のルール、道路や公園などの計画を決めているのが都市計画です。

都市計画は、おおむね20年後に市が目指す都市の姿を展望したうえで定めています。

都市計画決定(変更)が必要な理由

都市計画決定は、都市内の限られた土地資源を有効に配分し、住宅地、公共用地、緑地・自然環境を適正に配置することにより、農業などの健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保するために定めるものです。

そのためには、道路や公園などの配置と土地利用の規制が一体のものとして効果を発揮し、合理的な土地利用が図られるよう総合的に計画することが必要です。



都市計画道路変更の経緯

結城市の都市計画道路の多くは、昭和30年代に都市計画決定され、昭和40～50年代に計画の見直しや廃止が行われました。

現在計画されている都市計画道路は、人口増加や経済成長にともなう市街地の拡大を前提とした将来都市像に基づいて計画されました。

しかし、昨今の社会経済情勢は大きく変化しており、人口減少社会の到来にともなう市街地拡大の収束、超高齢化社会への移行、社会保障費の増大にともなう財政の制約の強まりなど、都市計画決定時と大きく変化しています。

これらの背景を踏まえて、結城市の将来都市像を見据え、未着手となっていた都市計画道路について、その機能や必要性を現在の社会経済情勢にあわせて見直し、平成29年5月18日に、**下館・結城都市計画道路の変更が決定告示されました。**

今回の決定は、おおむね20年後を見据えた都市計画の変更ですので、現時点で事業化が決定したものではありませんが、今後、都市計画の実現に向けて着実に取り組んでいきます。

変更した都市計画道路

茨城県決定路線

- ① 3・4・15 根本原・本田線：一部廃止、交差点形状の変更
- ② 3・4・16 結城停車場線：一部廃止、一部名称および交差点形状変更 ※1
- ③ 3・4・18 鹿窪・根本原線：一部廃止、一部名称変更 ※2
- ④ 3・6・21 大橋・下小塙線：一部線形変更 ※3
- ⑤ 3・2・33 小田林・蓮沼線：一部線形変更 ※3
- ⑥ 7・6・4 白銀町・穀町線：新規決定 ※4

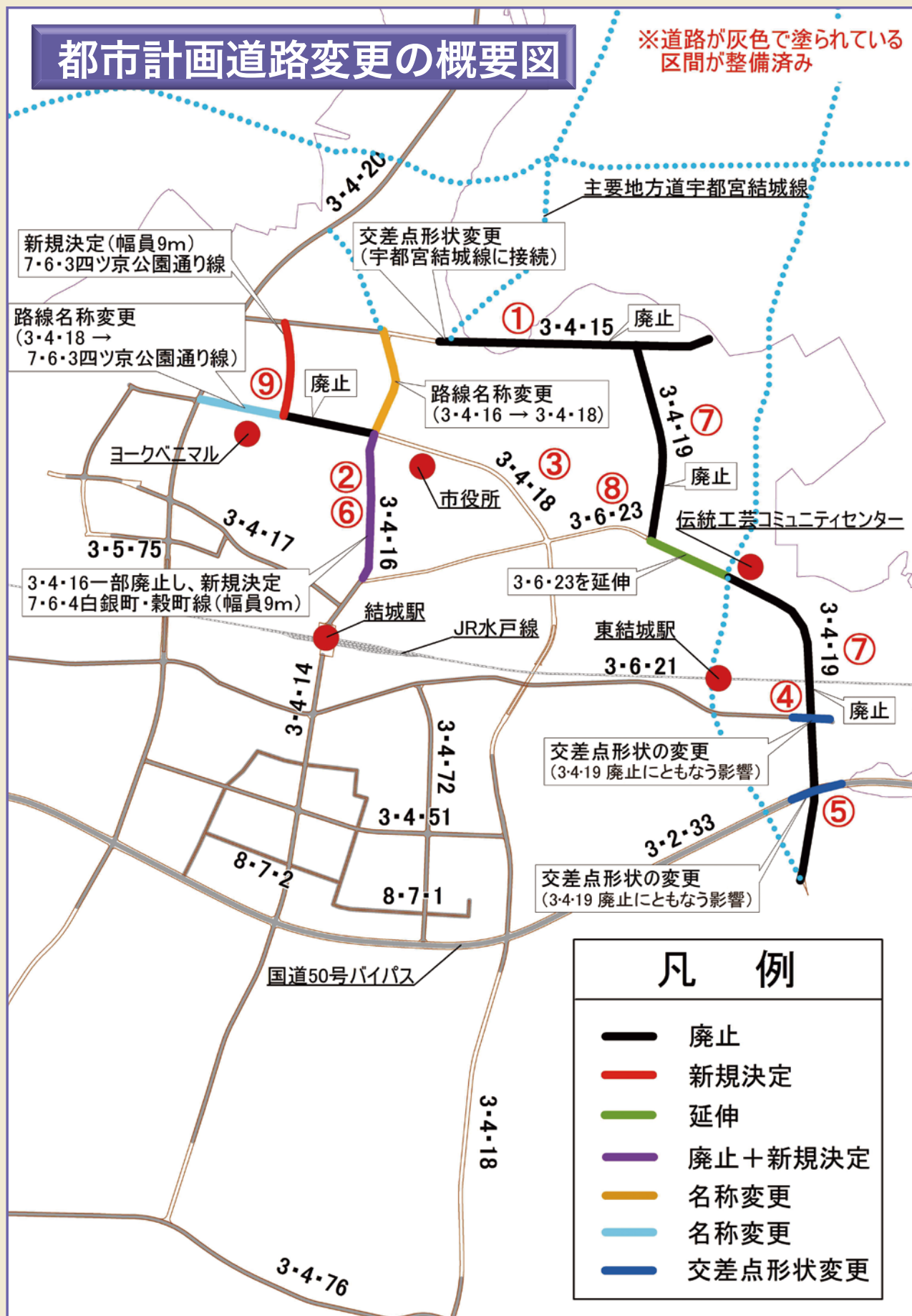
結城市決定路線

- ⑦ 3・4・19 小森・本町線：全線廃止
- ⑧ 3・6・23 国府町・大谷瀬線：延伸 ※5
- ⑨ 7・6・3 四ツ京公園通り線：新規決定

- (※1) 3・4・18との交差点以北区間を3・4・18に変更、神明橋付近の交差点形状を変更
- (※2) 四ツ京土地区画整理事業地内の整備済区間は、7・6・3四ツ京公園通り線に変更
- (※3) 3・4・19廃止にともない、本路線との交差点の形状変更
- (※4) 3・4・16の一部区間(幅員16～18m)を廃止し、現道幅員9mで新規決定
- (※5) 3・4・19廃止にともない、伝統工芸コミュニティセンター付近の交差点まで延伸

都市計画道路変更の概要図

※道路が灰色で塗られている区間が整備済み



市都市計画課

☎34-0422